



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

■発行者:松久 三四彦 ■編集者:大嶋 明子

食品表示、人材育成 2分野で報告書

25年度消費者庁の検証事業

2025年度の消費者庁委託事業「差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業」として、ホクネットは2つの検証事業に取り組み、それぞれ報告書をまとめました。

■情報収集、立証責任などの難しさがネックに

一食品表示法の適用

その一つは、新分野の「食品表示法に基づく差止請求の可否の検証」です。適格消費者団体は、食品の表示に関して消費者契約法、景品表示法、食品表示法の3つの法律によって差止請求を行うことができますが、このうち食品表示法についてはこれまでに差止請求の裁判例も申入れ例もありません。そこで課題の洗い出しと今後の方策を求めて「法制」「情報収集・調査」「立証」の各分野でヒアリングを行いました。

その結果、法制面では「機能性表示が差止請求の対象外とされているため、いわゆる健康食品への適用が限定される」「景品表示法や消費者契約法で足りるとも解されている」という状況がわかりました。また、消費生活センターや事業者には適格消費者団体が食品表示法関連の通報窓口になると認識されておらず、情報収集面でのネックが明らかになりました。さらに適格消費者団体が問題事案を把握しても商品テストなどの体制が要員、設備、財政のいずれも備わっていないにもかかわらず、差止請求にかかわる立証責任を負うこととなります。

こうした実情を踏まえて、食品表示法に基づく差止請求を今後活性化させるために「消費者、消費生活センターなどに対して差止請求の周知」「地方自治体の商品テスト部門などが適格消費者団体からの検査要請に対応する仕組みづくり」などを提言しました。

■グループワーク研修会などの効果に手ごたえ

一人材育成の新手法

事業のもう一つは「専門人材の開拓・育成の新手法」の調査・検証です。適格消費者団体による差止請求制度の重要性が増す現在、その担い手不足が課題となっています。新たな専門人材の開拓・育成を行う手法とし

●情報をお寄せください

☎ 011-221-5884

(平日 10:00~16:00)

※ホクネットのホームページの「トラブル情報の提供」フォームもご利用ください

ホクネット



「購入契約を解約したが、返金してもらえない」「悪質商法かもしれない」など、消費者被害に関する情報をお寄せください。情報を精査して問題ある企業には是正を申し入れるなど対応します。※個別の助言は行っていません。

この号の主な内容

- 食品表示、人材育成の2分野で調査・検証
- 26年度総会の記念公開シンポはデジタル取引がテーマ
- 仙台で地方自治体との連携ブロック会合
- 25年度の若年者向けセミナー受講者は985人

(1ページから続く)

て「差止請求業務の説明動画の作成」「グループワーク研修会」「実際の検討会議への参加体験」を実施し、効果を評価しました。

動画は「適格消費者団体による差止請求の流れ」と題し、情報収集→分析・検討→申入れ等→情報提供などの実務フローを、実例を交えながら21分にまとめました。グループワーク研修会は札幌と帯広の2会場とオンライン参加を併用し、道外からの参加も得ました。ホクネットの差止請求検討グループ会議への参加体験は2回実施し、「論点の洗い出しや検討など多角的な視点を体験できて勉強になった」などの感想がありました。こうした研修等の参加者の中からホクネットの活動への参加申し出もありました。

報告書では「差止請求制度に関する研修会や検討会議参加体験などの手法は、新たな人材開拓に効果が期待でき、各地の専門家の理解が深まり消費者保護の底上げにつながる」「各地の適格消費者団体が研修教材などの情報を共有し、どの研修会にも参加可能にすることも検討に値する」などの提言をまとめました。

デジタル取引テーマに記念シンポ

*6月13日の通常総会

ホクネットの2026年度通常総会が6月13日(土)午後1時から北大学術交流会館第1会議室で開かれます。主な議案は前年度の事業・決算報告などです。

総会終了後に開催する記念公開シンポジウムの内容が次の通り決まりました。

デジタル時代の消費者保護を考える

ネット取引トラブルおよび解約料の実態と今後の見通し

■基調報告 遠藤 幹夫氏(消費者庁取引対策課長)

「デジタル取引をめぐる消費者トラブルの現状と検討会の論点」

■講演 二之宮 義人氏(弁護士)

「その解約料は納得できるか?」

■トークセッション

上記2氏に田原太志氏(道立消費生活センター主幹)が加わります

■参加無料。申し込みは6月5日まで。詳しくはホクネットのホームページをご覧ください。

ホクネットの活動が道新で紹介されました

高齢者のニーズが高まる「終身サポート事業」のサービスの質にばらつきがあるという北海道新聞の特集(5月7日)で、ホクネットの取り組みが掲載されました。Ⅱ写真「Ⅱ。契約内容に消費者契約法に違反する不当条項がある」と、事業者に申入れた経緯が、検討グループの山田光洋弁護士のコメントなどを交えて紹介されています。



ホクネットと札幌市の連携を報告

* 仙台で地方自治体との連携ブロック会合

消費者庁主催の「2025 年度適格消費者団体と地方自治体との連携ブロック会合」（北海道・東北・北関東）が、仙台市で3月13日開催されました。ホクネットをはじめ 4 つの適格消費者団体と認定を目指す 1 団体、行政から北海道と東北・北関東の各県、札幌市・仙台市の担当者が参加しました。会合では消費者団体訴訟制度の概要・活用状況の説明、各地の適格消費者団体の活動報告、自治体の消費者行政の状況報告があり、両者の連携の課題などを話し合いました。

ホクネットからは原琢磨専務理事らが参加。札幌市の担当者とともに、消費者被害の情報共有に関する連携協定の状況を、動画を交えて報告しました。

各地の報告を踏まえ、消費者市民ネットとうほくの小野寺友宏理事（弁護士）は、「消費生活センターに集まる被害情報を適格消費者団体が法的見地から分析することで、個別の被害を社会的問題として早期に把握できる」と話し、地方公共団体と適格消費者団体の連携の重要性を訴えました。一方で守秘義務の観点から、情報提供について判断に迷う相談現場の実情が、課題の一つとして挙げられました。

25 年度若年者セミナー 受講者985人

ホクネットの 2025 年度「若年者向け消費者教育セミナー」は9校 11 講座（前年度比4減）を実施し、受講者数は合計 985 人となりました。

北海道の委託を受け、私立中高、私立大学、専門学校を対象に、ホクネット会員の弁護士、司法書士、大学教授らを講師として派遣する事業で、25 年度で7年目となります。

学校種別では中学校 1、専門学校 3、高校 3、大学 2。本事業を通じて初めて中学校（1年）での講座が実現しました。

テーマは「契約の基礎知識」「若者が陥りやすい消費者トラブル」「インターネットトラブル」など学校側の希望に沿う内容を実施。インターネットやSNSに関する内容を希望する傾向がみられます。

豆知識

消費者団体訴訟

● 差止請求訴訟

不特定で多数の消費者に対して不当な勧誘や契約条項、表示などの不当な行為をやめるよう、事業者に求めます

▶ 適格消費者団体が消費者に代わって行います

● 被害回復訴訟

多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、集団的な被害の回復を求めます

▶ 特定適格消費者団体が消費者に代わって裁判手続行います

ホクネットはどちらの訴訟も行うことができる団体です。

2025年度 若年者向け消費者教育セミナー

依頼校	日時	テーマ	参加(人)
札幌光星中学校	5/1	・インターネット・SNSで被害者にならない、加害者にならない	113
札幌光星高等学校	5/1	・インターネット・SNSで被害者にならない、加害者にならない	426
札幌大谷大学	6/23	・被害者にも加害者にもならない、3つのポイント	51
札幌大谷大学	6/26	・被害者にも加害者にもならないために～ステップアップ編：初動・対応・相談窓口～	36
札幌科学技術専門学校	7/1	・契約の基本知識と注意点 ・若者が陥りやすい悪質商法と解決策	16
北海道千歳リハビリテーション大学	7/10	・契約の基本知識と注意点 ・新生活スタートで注意したい消費者トラブル ・若者が陥りやすい悪質商法と解決策	92
札幌観光ライダール・製菓専門学校	7/14	インターネットトラブルについて	41
旭川理容美容専門学校	12/18	注意すべきインターネット取引	50
池上学院高等学校	12/24	・契約の基本知識と注意点（貸借契約を含む） ・若者が陥りやすい悪質商法と解決策 ・インターネットトラブル事例の紹介	24
札幌日本大学高等学校	1/15	インターネットトラブル事例の紹介	97
池上学院高等学校	2/27	・インターネットトラブル、事例から考える、どうしてこうなったの？どうしたらよかったの？	39

9校11講座 合計985人


ecxia フランチャイジー2社に申入れ

ホクネットは、歯のセルフホワイトニング事業を展開する株式会社 ecxia（東京都）のフランチャイジーとして札幌市内で店舗を運営する株式会社プラスエイトと株式会社リタの2社に対し、利用規約に消費者契約法上の問題がある条項が含まれているとして、当該条項の使用中止と改訂を求める申入書を5月1日付で送付しました。

ecxia に対しては、2025年9月に同内容の申入れを行いました。正式な回答が得られませんでした。

ホクネット活動にご協力ください
会員加入のご案内

▼詳しくはホクネットHPへ

ホクネット 会員加入 

		年会費(1口)	評決権の有無
個人	正会員	2,000円	○
	協力会員	1,000円	×
団体	正会員	10,000円	○
	賛助会員	10,000円	×

サンコーポレーションとの協議終了

ホクネットは株式会社サンコーポレーション（札幌市）に対し、申入れ協議終了の連絡書を4月8日付で送付しました。同社の建物質貸借・住居契約書に、以前の申入れ協議において削除したとの回答があった条項を含む契約書が使用されているとの通報があり、照会していましたが、現在は旧契約書を使用していないこと、旧契約書で締結した契約についても改訂後の契約書に即した取り扱いをする旨の回答があったためです。

申入書等はホクネットのホームページに掲載しています

編集後記

春です。肌を露出する季節になると「脱毛エステ」が急に気になります。でもご用心、消費者トラブルが少なくないのです▼国民生活センターによれば、全国の消費生活相談センター等に年間約3,000件の脱毛エステの相談が寄せられています。特に「使い放題」「期間・回数無制限」「永久保証」などをうたって、長期間の施術を前提とするコースは要注意。中途解約や精算する時の相談が目立つそうです▼契約で「有償で施術を受けられる期間・回数」と「無償で受けられる期間・回数」が区別されているのに、消費者への説明が十分でなく認識のギャップがトラブルにつながっています▼最近では男性の美容医療トラブルも増えています。安価な広告を見てクリニックに出向き、「今ならもっと安くなる」といわれて即日契約して後悔した人もいます▼高額な買い物は一層、契約書をよく読んで、くれぐれも即決しないことですよ（渡辺）

5,380,575 円

2025年4月1日～26年3月31日

前年同期比
128,067 円減

みなさまからの寄付

ご協力ありがとうございます。
ホクネットへの寄付金は、税額控除の対象となります。



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階
 電話番号: 011-221-5884 FAX 番号: 011-221-5887
 電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp